別紙

補助金交付申請手続について

○手続きの流れ

① 事業計画書等提出

【提出書類】※原本のみ可〔７月 23 日（水）午後５時まで〕
- 事業計画書（要綱様式第１号）
- 収支予算書（要綱様式第２号）
- 特別徴収実施確認・開始誓約書（要綱様式第３号）
- 暴力団関係誓約書（要綱様式第４号）
- 定款・登記事項証明書
- 直近（３か年分）の決算書
- 納税証明書（県税にかかるもの）

↓

(県)審査委員による審査

※提出資料を元に審査委員による審査を行います。
別途参考書類の提出をお願いする場合もあります。

↓

（県）審査結果の通知

※補助金交付申請に係る審査結果を通知します。
（８月初旬頃予定）

↓ 採択の場合

② 補助金交付申請

【提出書類】
- 補助金交付申請書（規則様式第１号）

※交付申請が可とされた場合でも、補助要件に該当しない場合は、補助金不交付となる場合があります。

↓

（県）補助金交付決定

【重要】交付決定通知日以降に、事業に着手してください。

↓ **③事業実施**

④ 事業実績報告書提出

○事業完了後、実績報告書（規則様式第３号）を提出
【添付書類】
- 事業実績書（要綱様式第１号）
- 収支決算書（要綱様式第２号）
- 事業の内容を明らかにする資料、写真等

※ 領収書等を必ず添付してください

↓

(県)補助金の額の確定通知

○実績報告書審査後、補助金の確定額を通知します。

↓

⑤ 補助金交付請求

○請求書（要綱様式第８号）を県に提出してください。

↓

(県)補助金の交付

○県から指定の口座に補助金を振り込みます。